

宿泊約款

【本約款の適用】

第1条

1. 当館の締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館は前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

【宿泊契約の申込み】

第2条

1. 当館に宿泊申し込みをしようとする方は、次の事項を当館へ申し出て頂きます。
 - (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業、宿泊日
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
 - (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
 - (4) その他、当館が必要と認めた事項(大人・小人・幼児)
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
3. 18歳未満(高校生を含む)のみのご宿泊は、保護者の許可が無い限りお断り致します。宿泊には保護者の同意書がご宿泊者全員分、必要となります。
小中学生の利用は20歳以上の同行する責任者(家族以外の場合)が居て、保護者同意書の提出があった場合、宿泊の対応を致します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当館が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、期間を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求める事があります。
3. 前項の予約金は、第6条に定める場合には同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

【宿泊契約締結の拒否】

第4条

当館は次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

1. 満室により客室の余裕がないとき。
2. 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。

3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。
5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊しようとする者が利用施設もしくは利用施設職員に対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
7. 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
8. 他のお客様の迷惑となる行為と判断した場合。

【宿泊客の契約解除権】

第5条

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、次の項目に掲げるところにより違約金を申し受けます。

(1) 一般客

1. 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊料金の50%
2. 宿泊日当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%

(2) 団体客(10名以上)

3. 宿泊日から14日前に解除した場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%
3. 当館は宿泊者が宿泊日当日の24時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過時刻）になっても到着しないとき、その宿泊予約は取消しされたものとみなして処理することがあります。
4. 前項の規定により取消しされたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延その他により宿泊者の責めに帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

【当館の契約解除権】

第6条

1. 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客がほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。あるいはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する自由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払がないとき。
 - (8) 当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当館は前項の規定に基づいて宿泊予約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

【宿泊の登録】

第7条

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当館フロントにおいて次の事柄を登録していただきます。
- (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
 - (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
 - (4) その他、当館が必要と認めた事項(大人・小人・幼児)

【客室の利用時間】

第8条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は午後4時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとる事とします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることが出来る(ただし、義務ではない)ものとします。

【料金の支払い】

第9条

1. 料金の支払いは現金・クレジットカードにより、宿泊客の到着の際または、当館が

請求した時にフロントで行っていただきます。

2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【利用規則の遵守】

第 10 条

宿泊者は当館の利用規則に従っていただきます。

【当館の責任】

第 11 条

1. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館フロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が発券するためチェックアウトした時に終わります。
2. 宿泊客が当館の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。
3. 当館の責に帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客にできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

【駐車場の責任】

第 12 条

当館駐車場は、無料をご利用いただけます。台数に限りがございますので先着順無料にてご案内となります。満車の場合は、近隣有料駐車場を有料にてご案内させていただきます。尚、駐車場内における盗難、事故等については、一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

【宿泊客の責任】

第 13 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. ロビーまたは共有スペース内に荷物または携帯品を置く場合、お客様ご自身で管理していただくようお願い致します。荷物または携帯品に滅失、毀損等の損害を生じても当館は責任を負いません。

【フロント寄託物の取り扱い】

第 14 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、当館が保管中に滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが次項に定める不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。
2. 次の各事項の場合は、寄託物の滅失、毀損等の損害を生じても当館は責任を負いません。

- (1) 次項(寄託できないもの)に掲げる品への滅失、又は毀損の損害
- (2) 天災事変等の不可抗力による場合
- (3) 司法権等の発動により、関係官公署から収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (4) 第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
- (5) その他、当方の責めに帰さない場合

3. 次の各の各号に掲げる物品はフロントではお預かりできません。(寄託できないもの)

- (1) 金銭・貴重品(証券、貴金属類、重要書類、設計図面等及び寄託者において貴重品と判断されるもの)
- (2) 死体
- (3) 動物
- (4) 揮発性又は爆発物等の危険品
- (5) 鉄砲、刀剣類及び犯罪に供えされる恐れのあるもの
- (6) 臭気を発するもの。腐敗変質しやすいもの
- (7) 不潔なもの及び保管場所を汚損・毀損する恐れのあるもの
- (8) 法律で所持、携帯を禁じられているもの
- (9) その他、保管に適さないと認められるもの

【金銭その他貴重品】

第15条

金銭その他貴重品は、当館内にある金庫・貴重品ロッカーをご利用頂けます。金庫・貴重品ロッカーの利用は利用者の自己責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

【本約款の変更】

第16条

この約款に定めのない次項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。